様式第五号1の表中

技術基準適合証明をした年月日	

を

設備規則第14条の2第1項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨	工事設計認証をした年月日	

に改め、同様式2の

技術基準適合証明をした年月日	

を

設備規則第14条の2第1項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨	工事設計認証をした年月日	

に改める。

表中

工事設計認証をした年月日	

を

設備規則第14条の2第1項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨	工事設計認証をした年月日	

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、設備規則第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局及びインマルサット携帯移動地球局（インマルサットＧＳＰＳ型に限る。）の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則第十四条の二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3　この省令の施行の際現に受けている携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、設備規則第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局又はインマルサット携帯移動地球局（インマルサットＧＳＰＳ型に限る。）に使用するための無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明及び法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においてもなお効力を有する。

4　この省令の施行の際現に行われている携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、設備規則第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局又はインマルサット携帯移動地球局（インマルサットＧＳＰＳ型に限る。）に使用するための無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例によることができる。この場合において、登録証明機関は、この省令による改正前の設備規則の条件に適合する技術基準適合証明等を行った旨を総務大臣に報告しなければならない。

5　前二項の適用を受けた工事設計認証に係る認証工事設計についての新たな工事設計認証をしたことにより証明規則様式第七号注五⑵後段の規定に基づき新たな表示が付されたものとみなされた特定無線設備については、この省令による改正後の設備規則第十四条の二第一項の規定は、適用しない。当該新たな工事設計認証をした日以後に当該特定無線設備に係る認証工事設計についての新たな工事設計認証をしたことにより証明規則様式第七号注五⑵後段の規定に基づき新たな表示が付されたものとみなされた特定無線設備についても、同様とする。

6　この省令の施行の際現に届け出ている携帯無線通信を行う陸上移動局又は広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局に使用するための無線設備に係る法第三十八条の三十三第二項に規定する技術基準適合自己確認は、この省令の施行後においてもなお効力を有する。

告　示

○総務省告示第三百二十三号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第一項の規定に基づき、総務大臣が別に告示する無線設備を次のように定め、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十五年八月二十三日

総務大臣　新藤　義孝

一　設備規則第十四条の二第一項の総務大臣が別に告示する同一の筐体に収められた他の無線設備は、次のとおりとする。

1　携帯無線通信を行う陸上移動局に使用するための無線設備

2　広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局に使用するための無線設備

3　非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局に使用するための無線設備

4　設備規則第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局に使用するための無線設備

5　インマルサット携帯移動地球局（インマルサットＧＳＰＳ型に限る。）に使用するための無線設備

6　デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備

7　ＰＨＳの無線局に使用するための無線設備

8　小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の二十第六号のものを除く。）

二　設備規則第十四条の二第一項第二号の総務大臣が別に告示する無線設備は、次のとおりとする。

前項第一号から第五号までに掲げる無線設備であって、送信空中線と人体（頭部及び両手を除く。）との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するもの

○総務省告示第三百二十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第三項の規定に基づき、人体（頭部及び両手を除く。）における比吸収率の測定方法及び人体頭部における比吸収率の測定方法を次のように定め、平成二十六年四月一日から施行する。

なお、平成十三年総務省告示第六百二十八号（人体頭部における比吸収率の測定方法を定める件）は、平成二十六年三月三十一日限り廃止する。

平成二十五年八月二十三日

総務大臣　新藤　義孝

一　この告示中における用語の意味は、次のとおりとする。

1　「制御局シミュレータ」とは、測定対象無線設備の動作を電波によって制御するための装置をいう。

2　「ファントム」とは、実験的に比吸収率を推定するために用いられる擬似的な人体モデルをいう。

3　「ファントム外殻」とは、ファントムの外殻をいう。

4　「ファントム液剤」とは、ファントム外殻に充てんされる液剤をいう。

5　「電界プローブ」とは、ファントム液剤中の電界強度を等方性かつ高分解能で測定する器具をいう。

6　「プローブ走査装置」とは、電界プローブをファントム外殻内で三次元的に移動させる装置をいう。

7　「保持器」とは、測定対象無線設備を固定するための治具をいう。

8　「拡張不確かさ」とは、測定の結果について、合理的に測定値に結び付けられ得る値の分布の九五パーセントを含むと期待される値の範囲を測定値に対する比率で表したものをいう。

9　「ＲＥ」とは、人体頭部形状のファントム外殻の表面上の右耳の位置に相当する点をいう。

10　「ＬＥ」とは、人体頭部形状のファントム外殻の表面上の左耳の位置に相当する点をいう。